「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の在り方パブリックコメント

1　意見聴取日時：令和７年２月４日（火）～令和７年２月24日（月）
2　意見聴取状況：30人から107件の御意見をいただいた

御意見と対応

No	項目	意見要旨	対応
1	第2章-4 「共生・共育」における中期的な課題	中学校で支援学級の知的クラスに在籍すると、本人に強い進学意欲がなければ卒業後の進路は特別支援学校一択。学校側もそのように誘導するが、普通高校にも通えるような仕組みを作ってほしい。	特別支援学校では、特別支援学校高等部の教育内容や学校生活についての地域の中学校への発信を今後も充実させていきます。高等学校では、特別支援学校や特別支援学級からも公立高校に出願することができることを今後も周知していきます。
2	第2章-4 「共生・共育」における中期的な課題	特別支援学校の高等部では、働く人になる為にと指導を受け卒業後は就労することが求められる。18歳で社会人にならない道も選べるようにしてほしい。	「P.31ウ(エ)キャリア教育の充実」に記載しましたが、御指摘のとおりキャリアに関する考え方は変化しています。どのような教育課程が良いのか、研究を続け幼児児童生徒たちの自分らしい生き方の実現につなげていきたいと考えています。そのためには、労働や行政、福祉等の関係機関や地域との連携強化に引き続き取組んでいきます。
3	第2章-4 「共生・共育」における中期的な課題	高等部卒業後の生徒たちの就労先は企業から生活介護と幅広いのに、実習の回数は同じというのは疑問である。企業就労を目指す場合の実習先の決め方にはもどかしさを感じる。	上記同様
4	第3章-1 静岡県に特別支援教育の在り方の改訂について	４.P11の施策の方向性と重点となる施策が整合性がないように見える。カテゴリーの妥当性と各校種での取組ごとの内容をそろえることについて、共通理解されてない部分があるのではと思う。整理していただきたい。前の在り方は「６つの視点が独立しているものでなく、相互に関連し合いながら推進されるもの」としていた。受け取る側が混乱しないようにお願いしたい。	「P.11　２(2)ア施策の方向性」に「この５つの視点は、相互に関連し合うものであり、各学校段階で連携しながら施策を推進していきます。」を加えます。各学校の事情や課題を互いに理解しつつ、各学校が相互に連携し、地域や関係機関と連携して共生・共育を推進していきます。
5	第3章-1 静岡県に特別支援教育の在り方の改訂について	学びの場を卒業した後の社会とのつながりが非常に重要であり、教育現場だけでなく、その後の地域での居場所づくりや、働く場の支援が欠かせないと感じている。教育現場での支援が強化されても、それが地域社会や就労、福祉の場に広がらなければ、インクルーシブ社会の実現には至らないのではないかと心配している。幼少期から一人ひとりの強みを大切にし、彼らが自分らしく成長できる場を提供することが、より良い社会を築くための大切な一歩だと感じている。特別支援学校卒業後にも、就労の選択肢だけでなく、学びの場でモラトリアムを経験し、社会に出る力を育むことができる選択肢が広がることが重要だと考えている。キャリア教育の充実を目指し、社会の中で自分の役割を果たし、豊かな生活を実現するために、教育現場だけでなく地域全体での連携がますます重要になってくると思う。定期的な情報の共有や方向性の確認の場を設け、共に取り組んでいければと願っている。インクルーシブ社会を目指すための一歩として、このような視点がより広がり、共有されることを心より望んでいる。	「P.14(2)イ特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の強化と関係機関との連携推進」に、「また、多面的・多角的な支援をし、地域で幼児児童生徒を支えていくために、福祉、医療、労働等の地域の関係機関とのネットワークの形成が重要です。」を加えます。 児童生徒の現在及び将来の生活を豊かなものにするため、福祉や行政、労働等の関係機関や地域との連携強化に努めていきます。
6	第3章-1 静岡県に特別支援教育の在り方の改訂について	静岡県が進めてゆく「共生・共育」は現状の膠着状態を解決するポテンシャルを持っているが、多くの異なるロジックで動いていた組織や違った環境で育った生徒達や父兄及び招聘した専門家が交差する活動となる。それら揺れ動く集団の納得解を得る共通言語は、命令ではなく活動の目的に沿った「合理性」となる。教職員や生徒及び父兄が本活動の趣旨をしっかりと理解し、その「合理性」に賛同する環境を作ることが本プロジェクト成功のための最重要課題となる。何故この活動が児童生徒のウエルビーイングを実現し、幸せな人生を送れる可能性を広げ、非認知能力を成長させるのか。特に通常学級の生徒やその父兄が、優越感や憐憫ではなく、この活動に相互に対する積極的な意味を見出せるかが課題となる。成功事例のロールモデルをしっかり紹介する。多様性を進めると個々のニーズに対応してゆくため、現状よりも初期の見かけ学習進捗が遅くなる。しかし納得した上で進めてゆくと、生徒の学習意欲の向上や他者を慮るポジティブな感情を持つ生徒が増加し、初期のスローダウンを大きく上回る力を発揮してゆくと考える。我々は不退転の覚悟で「共生・共育」活動を進め、定着させなければならない。	この「共生・共育の在り方」は、「連携」はキーワードになります。御教示いただいたとおり、「共生・共育の在り方」の策定後こそ、この基本的な考え方（「合理性」）を繰り返し発信し、納得解を多くの皆様に得ながら施策を推進していきたいと思います。

No	項目	意見要旨	対応
7	第3章-1 静岡県に特別支援教育の在り方の改訂について	ウェルビーイングの向上を目指す第４期教育振興基本計画「一人一人が社会 の担い手となること」「社会全体のウェルビーイングの向上」を掲げている事を誇りに思う。反面、抽象的な表現や実際のその社会で生きる一人一人が本当に生きがいや、その人の人生において心から幸せだと感じ笑う事が出来ているかについてしっかりと捉え推進していってほしい。障害がある方にだけ教育や努力が強いられているものではなく、社会全体で捉えるべき事、そのための社会（構造）を国や県、地域や一人一人にまで浸透していかなければ意味がないとも感じる。	関係機関と連携し、第４次教育振興基本計画の基本的な考え方にもある「一人一人が社会の担い手となること」「社会全体のウェルビーイングの向上」を目指して取組んでいきたいと思います。
8	第3章-1 静岡県に特別支援教育の在り方の改訂について	文章の表現について、「障がいのある方からのアクションを求めることでインクルーシブな環境が実現する」と受け取れる表現が見受けられた。すべての人が共に学びやすい環境を作るには、障がいの有無に関わらず、それぞれが支え合う意識を持つことが大切ではないか。さらに、「可能な限り」という表現についても、幅が広く、具体的な配慮のあり方が見えにくくなる可能性があるため、より明確な表現が望ましいと考える。通常級と支援級、高等学校と特別支援学校、高等学校に分校を設置することが、必ずしもインクルーシブ教育の実現を意味するわけではないと感じる。大切なのは、障がいの有無に関わらず、同じ教室で同じことを学び、共に成長できる環境を整えること。単なる交流にとどまらず、実際に共に学ぶ機会を充実させることで、障がい者と健常者の線引きがなくなる社会に近づけるのではない。	それぞれが支え合う意識を持てるよう、全ての幼児児童生徒に対し、多様性を尊重する人権教育を推進していきます。 また、「共に学び合う」ための条件や、「共に学び合う」ことで幼児児童生徒はどのように育つのか、どのように充実させるのが良いのか、課題があります。モデル研究に取組み共生・共育を推進していきたいと考えています。
9	第3章-1 静岡県に特別支援教育の在り方の改訂について	「可能な限り共に教育を受けられる学びの場」を作るとともに「一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供」することを目的とするならば、通級や支援級をもっと充実させるべきだと思う。通級や支援級の充実が不可能であるならば、もしくはインクルーシブ教育として普通級で共に過ごすことを勧めるのであるならば、普通級の担任任せではなく、配慮を共に考え支援計画を立てる専門の教員を(小学校であるならば)２クラスに１人ほど配置すべきだと考える。インクルーシブ教育の実現のためにも、小学校での手厚く的確な支援は必要だと感じる。	障害のある幼児児童生徒については、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、医学等の専門的知見からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定しています。保護者や本人と丁寧に対話をし、合意形成をしていくように学校や市町に働き掛けていきます。現在、特別支援学級の充実のための人的措置としましては、特別支援学級の多人数学級を有する学校へ配置される「非常勤講師」があります。教員免許を必要としており、同じ教室内で、２つのグループに分けての少人数指導を行うことや教室から飛び出してしまった児童生徒への対応を行うこと、担任が対応を行わなければならない場合は、担任不在時に指導を行うこと、などの対応ができます。また、通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒のためには、「学び方支援サポーター」を配置しています。県としては、現在配置しているこれら「特別支援教育の充実を図るための支援員（会計年度任用職員）及び非常勤講師」の維持・拡充について検討していきます。 特別支援教育コーディネーターの研修を開催し、組織として支援を進めることについて考える機会としています。 また、通常の学級の担任に向けての研修も新たに始めています。一部教員だけでなく、全職員の特別支援教育の専門性を上げていけるように、研修を充実させていきます。 人員の増員については、静岡県の要望等を使って国に要求しているところであり、引き続き国に働き掛けていきます。また、特別支援学校のセンター的機能を更に活用しやすい仕組みを検討していきます。他にも、特別支援教育に関わる教職員へのサポートとして、個別の指導計画作成等のアシストシステムとして、AIの活用を検討していきます。
10	第3章-1 静岡県に特別支援教育の在り方の改訂について	分けた教育の方が良いというわけではない。同じ場で共に学ぶ事は良い事だと思う。それは必ず個々のニーズに応じた指導・支援の充実、合理的配慮が行われる事が大前提である。インクルーシブ教育のメリットは少しずれただけで、デメリットになってしまう。一人一人のウエルビーイングは一人一人みんな違う事を忘れないで欲しい。「障害の有無に関わらず、同じ場で共に学ぶ」と「個の保障」。どちらも大切で必要な事だと思う。しそれぞれのコミュニティ（ろうのコミュニティ）も大切に残してほしい。	御意見のとおりと考えます。多様性を尊重しながら、「個の保育・教育的ニーズに応じた学び」の保障と「共に学ぶこと」の追求をしていきます。
11	第2章-1 静岡県における特別支援教育の進展	居住する地域社会、町内や小学校区をイメージする。町内会の回覧板で学校応援団という名前で地域の人が生徒たちを助ける活動があったり生徒たちが地域のことを学んだりと交流する様子を見るが、学区から離れた支援学級や支援学校へ行くと地域社会の輪に入れていないように感じる。	現状を教えていただいたと理解しました。特別支援学校が地域にもっと溶けこみ、同年代の仲間と継続的に関わり、地域の人たちに理解されるよう取組んでいきます。
12	第3章-1 静岡県に特別支援教育の在り方の改訂について	「全ての子供が、できる限り同じ場所で共に過ごし、共に学び合い、共に育つ教育」となり、共生社会 の実現に向かうことができるよう、本冊子を策定しました。」分離ではなく同じ場所で学ぶ理念を強く表してほしい。	多様なニーズがありますので、「個の保育・教育的ニーズに応じた学び」の保障と「これまで以上に同じ場で共に学ぶこと」を追求するとしています。

No	項目	意見要旨	対応
13	第3章-1 静岡県に特別支援教育の在り方の改訂について	様々な障害のある子どもたちが地域の学校で学ぶことを想像したとき、多種多様である障害のある子供たちと障害のない子供たちを１つの教室に混在させた上で「一人一人の教育的ニーズ」を満たした教育を行い、結果として障害のない子供たちも含め、全ての児童生徒のウェルビーイングに繋げるだけの環境づくりが可能なのか。それぞれの障害に関する専門的な知識を持った教員をそれぞれの児童生徒の支援のために設置できるのか。そこで一緒に学ぶ障害のない子供たちが自身に相応しい方法、進め方で学習する機会を与えられるのか。	様々な「個の保育・教育的ニーズに応じた学び」があると考えていますので、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の充実は図っていきます。また、個別の指導計画作成、個別の教育支援計画策定、あるいは特別支援学校のセンター的機能の活用、あるいは交流及び共同学習の充実によって、「共に過ごす」あるいは「共に学ぶ」を促進していきたいと考えています。
14	第3章-2 「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の推進	『障害のあるなしに関わらず、幼児児童生徒のウェルビーイング実現に向けた「共生・共育」の方向性』を、全ての幼児児童生徒のウェルビーイング実現に向けたに修正してほしい。	御指摘のとおり、「P.11の２(1)これからの「共生・共育」の基本方針」を「障害のあるなしに関わらず、<u>全ての幼児</u>児童生徒のウェルビーイング実現に向けた「共生・共育」の方向性」と「全ての」を加えます。より「共生・共育」を推し進める印象が強まると考えます。
15	第3章-2 「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の推進	P11の(1)の中の文章：『障害の有無に関わらず、幼児児童生徒のウェルビーイング実現に向けた「共生・共育」の基本方針』を全ての幼児児童生徒のウェルビーイング実現に向けたに修正してほしい。	「P.11の２(1)これからの「共生・共育」の基本方針」の二重枠の中を「…連携により、<u>全ての</u>幼児児童生徒の…」とし、「全ての」を加えます。全ての幼児児童生徒のウェルビーイングの実現に向けて取り組んでいきます。
16	第3章-2 「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の推進	人権教育の成果として、10年後の姿に『全ての幼児児童生徒が可能な限り共に過ごす中で、教職員を含めて全ての幼児児童生徒が多様性を理解して、互いに認め合い、尊重し合える力を身に付けることができる』といった内容の文面を付け加えて頂きたい。	「P.12の２(2)ウ10年後の姿」に「可能な限り共に過ごす中で、全ての教職員や幼児児童生徒が多様性を理解して、互いに認め合い、尊重し合える力を身に付けている。」を加えます。御意見の通り、本県では人権教育を基盤にして共生・共育を推進していきます。
17	第3章-2 「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の推進	国連の勧告をきっかけにインクルーシブ教育に改革しようとしているかもしれないが、保護者としては、「分離教育の権利も保障すべきである」と思っている。インクルーシブ教育、分離教育どちらも選択でき 画一的ではない現状は変える必要がないのではないか。現状強く求めるのは「合理的配慮の充実」である。	国の方針である「インクルーシブ教育システム」を踏まえ、本県は個の教育的ニーズに応じた学びを保障する観点から幼保こども園、小中高等学校、特別支援学校の体制を維持し、これまで以上に同じ場で共に学ぶことを推進します。「合理的配慮」については、今後も本人や保護者の声を聞きながら充実させます。
18	第3章-2 「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の推進	「共に学ぶ」ことを掲げるだけでは、適切な支援が整っていない場合、かえって孤立や傷つきを生む可能性があるのではないだろうか。真のインクルージョンとは、単に同じ場で学ぶことを目的とするのではなく、適切な支援と理解のもとで、誰もが安心して学べる環境を整えることである。場を提供するだけでなく、それが実際に機能するように環境や意識を整えていくことこそが、本質的なインクルージョンにつながると考える。	「これまで以上に同じ場で共に学ぶことを追求」しますが、「個の保育・教育的ニーズに応じた学び」を保障していきます。御指摘のとおり、適切な環境の構造化や合理的配慮については、あわせて重要視していきます。
19	第3章-2 「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の推進	分校の設置がインクルーシブな環境の整備に直結するわけではなく、自身が主体的に協力し合い、共に学ぶ姿勢を育むことが重要だと考えます。環境の整備においては、大人の視点から一方的に仕組みを作るのではなく、生徒同士の自然な関わりが生まれる工夫が求められます。	御指摘のとおり、子供たちの意見を聞きながら共に学ぶ姿勢を育んでいきたいと思います。
20	第3章-2 「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の推進	「これまで以上に」が曖昧、これまで同じ場で学ぶことを追求してきたのか。真の教育的ニーズが分かるのか。	これまで、就学支援の仕組みの変更、小学校や高等学校内に特別支援学校の分校の設置、交流及び共同学習の推進等、同じ場で学ぶことを追求してきました。 今後、学校間の連携を更に強め、学びの場の柔軟な選択、校内支援体制の強化、学校と関係機関や地域の結びつきの強化等、様々な取組をとおして「共に学ぶ」を更に追求していきます。
21	第3章-4(2) 小中学校における特別支援教育・第3章-4(3) 高等学校における特別支援教育	特別支援学校のセンター的機能が果たせるか疑問がある。通常の学級にいる児童生徒に小中学校教員が真剣に向き合う姿勢が何より重要である。	特別支援学校が小中学校を支援するセンター的機能を各学校が活用しやすい仕組みに整備します。また、小中学校等では、特別支援教育コーディネーターの研修、通常の学級担任に向けた研修を開催していますが、特別支援教育コーディネーターを核に、一部の教員だけでなく、全職員の特別支援教育の専門性の向上を目指し、研修内容の充実を図ります。

No	項目	意見要旨	対応
22	第3章-2 「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の推進	「共生社会の形成に向け、 障害の有無にかかわらず同じ場で学ぶこと、児童生徒一人一人が実感・達成感を 持ちながら生きる力を養うことを基軸としたインクルーシブ教育システムの構築や、通常の学級を含め、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校など連続性のある多様な学びの場での充実した支援が求められています。」是非見直しを。	基本的には、御指摘のとおりの方向性でこの「共生・共育の在り方」を策定しております。
23	第3章-2 「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の推進	「同じ場」は、「同一地域」の意味ではなく、「同一教室・同一学校」であることを明示すべきである。	「同じ場」は、「同一地域」そして「同一教室」「同一学校」を含んでおります。交流及び共同学習や就学支援の仕組み、通常の学級の支援、通級による指導、特別支援学級の充実等、様々な施策をとおして、「同じ場で共に学ぶこと」を推進していきたいと考えています。
24	第3章-2 「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の推進	３章2-(1)同じ場と言いながら、同じ場にする努力が少なすぎる。	静岡県は共生・共育として、高等学校の敷地内に高等部分校を設置してきました。現在12校に設置しています。そして、学校の状況に応じ、工夫された交流及び共同学習を実施しています。 就学に際しては、学校教育法が平成25年に改正され、本人・保護者の意見を尊重する仕組みになっていると考えています。
25	第3章-2 「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の推進	国連、障害者団体・支援団体等が主張しているのは、「共生・共育→分けない社会は分けない教育から」「分けることは差別である、障害のある子どもも通常の場で学ぶ権利がある」　ところが分けることを前提の教育をしていて、はたして多様性とか人権教育と言えるのだろうか。	先進的な取組をしている自治体からも学びつつ、共生・共育を推進していきます。
26	第3章-2 「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の推進	文科省は、予算をかけて全国に出来上がった現在の分離教育を改めるには莫大な予算を地方から要求されることも考え、いよく軟着陸を図ろうとしていると思う。文科省がおためごかしを言っても静岡県はただ追従するのでなく、しっかりと将来を見据えたインクルーシブ教育を作り上げていってほしい。普通学級に入ったらこのような支援を受けらる、合理的配慮をしますと通常学級へも入れる選択肢を確実に示すことが重要だと思う。	通常の学級においても、個の保育・教育的ニーズに対し、ユニバーサルデザインの授業づくり、個別の指導計画の作成、通級による指導の整備、支援員の配置などの重層的な支援があります。 しかしながら、特別支援学級や特別支援学校を必要とする幼児児童生徒もいます。そのため、連続性のある多様な学びの場の整備をしているところです。
27	第3章-2 「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の推進	「これまで以上」とは。可能な限りとはどの程度を想定しているのか。このシステムが目指しているのは、あくまでも特別支援学校は現在同様に存在し、「障害のある児童生徒はそこを主な学びの場としつつ、地域の学校である程度障害のない子供たちととも過ごす。」その時間、機会を増やす程度を目指しているのか。特別支援学校の教員は、現在も障害程度がさまざまな児童生徒に対して、個々に必要な支援を行っている。その中で地域の学校に在籍している支援の必要な児童生徒への対応としてセンターとしての役割としての業務も担うことができるのか。	様々な「個の保育・教育的ニーズに応じた学び」があると考えていますので、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の充実を図っていきます。 特別支援学校はこれまでもセンター的機能の役割を発揮してきました。共生・共育を目指していますので、特別支援教育の専門性をいかした支援を幼小中高等学校にすることで、より全ての幼児児童生徒の学びを充実したものにしていきます。特別支援学校が、このような支援の力を高めることは、特別支援学校の教員の専門性を高め、特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒の学びの充実につながると考えています。
28	第3章-2 「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の推進	どの障害にも適する合理的配慮の整った環境にできるか。具体的に知りたい。	どの障害種にも応じます。それぞれの学校段階の特別な支援を必要とする児童生徒に対しても、個別の指導計画を作成することで、必要な支援を受けたり、合理的配慮の提供がされることを目指します。
29	第3章-3 重点となる施策	「共生・共育」で重要とされてきた「ユニバーサルデザイン」の考え方は、P13　重点となる施策の (1) 「…人権教育の実施」に踏襲されると思われるのだが、個々の幼児児童生徒の人権尊重の理念を育てるだけでなく、授業の在り方や学級経営に反映もされると捉えてよいのではないか。	あらゆる教育活動は、人権尊重の精神に立って行われるべきであり、よって、授業の在り方や学級経営にもユニバーサルデザインの考え方が反映されると考えております。
30	第3章-3 重点となる施策	「障害者に理解のある学校」や「インクルーシブ教育に理解のある学校」という理念が掲げられている一方で、実際の障害者の人権への意識には大きなギャップがあると感じ、この点についての改善が強く求められると感じる。インクルーシブ教育を目指すには、専門性だけでなく、障害の有無にかかわらず、一人の人間として尊重するという人権意識の改革も必要ではないか。	県教育委員会では、管理職研修や年次別研修、人権教育担当者研修、その他希望研修等において、人権をテーマとして、講義や演習等行っております。また、教職員指導資料として人権教育の手引きを配布し、今年度は、学校環境についても人権の視点で見直すチェックシートを掲載しました。教職員が自分自身の言動等を人権の視点で見直し、人権感覚を高めていけるよう、引き続き研修を実施していきます。 人権意識を高めることを願い、この「共生・共育の在り方」は、人権教育を冒頭に掲げています。「共生・共育」の取組を家庭や地域と一緒に展開し、家庭や地域に発信していきます。

No	項目	意見要旨	対応
31	第3章-3 重点となる施策	人権教育　幼児期からの包括的性教育(国際セクシャリティ教育ガイダンスによる)は、何にもまして実際的な人権の理解になる。	学校における教育活動では、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等を意識して取り組んでおります。また、引き続き、教員研修も進めていきます。
32	第3章-3 重点となる施策	多様性を認め合う人権教育の推進の視点の中で、社会モデルの考え方に基づく障害理解をさらに進めて、共生社会の中の多様性は、障害者だけでなく、外国籍、高齢者、中途障害者なども含まれ、誰でもなりうる可能性の中で理解を進めるようにしたい。多様性を受け入れることは、これからの日本の国づくりに関わる大事な視点であると認識したいと感じる。	県教育員会では、多様性を尊重することを人権教育の重点としております。障害のある幼児児童生徒への合理的配慮や、外国にルーツのある幼児児童生徒への指導や支援、性的マイノリティについての理解や支援等、多様性を認め合う人権教育について、教職員研修等も、引き続き進めていきます。
33	第3章-3 重点となる施策	教職員集団のインクルージョン促進を明記してください。人権を尊重し障害の有無にかかわらず社会の担い手として活躍できる子どもたちを育てていくためには、教職員自らが多様性を尊重し、様々な背景の人々とともに働くことを当たり前として受け入れていくことが必要です。本計画を時期「障害者活躍推進プラン」ともリンクさせ、障害者雇用率の達成にとどまらず、教職員が子どもたちのよき模範となれるよういっそうの取り組みをお願いいたします。	御指摘いただいたとおり、教職員が幼児児童生徒の見本になることが重要と考えています。P13 3(1)「年間指導計画等に基づく全ての幼児児童生徒への人権教育の実施」の中で、教職員の人権感覚を磨くことについて触れており、より一層推進していきます。
34	第3章-3 重点となる施策	多様性を認め合う・人権教育　教職員が人権について正しく理解すること、人権感覚を磨くための一層充実した研修を行う必要があります。とあるが、「憲法は校門をくぐらない」と言われているとおり、よく考えていただきたい。	県教育委員会では、管理職研修や年次別研修、人権教育担当者研修、その他希望研修等において、人権教育をテーマとして、講義や演習等行っております。今後も、教員研修の一層の充実を図り、教職員の人権感覚の向上に取り組んでいきます。
35	第3章-3 重点となる施策	各学校段階の取組にある、イ「多様な学びの場における環境整備…」について、第４期教育振興計画にあがっている中で、小中高ですでに取り組んでいる校舎のバリアフリー化、小中学校の医療的ケアへの対応、柔軟な教育課程の検討等について、基礎的環境整備として整備していくのかいかないのか、触れられていない。各市町教委、各校が独自に実施するという考え方で、静岡県の取り組みとして考えられていないということか。インクルーシブ教育と明言していくためには、これに向けての見通しを示していただいたほうがよいのではないか。10年後の姿の２つ目の・地域一体となった「共生・共育」の取組に近づくことができないのではないか。	御指摘いただいたことを受け、「P.13(2)ア「個別の教育支援計画」策定「個別の指導計画」作成と活用」に、「また、個への支援に加え、医療的ケアの体制整備、ユニバーサルデザインの推進等、教育環境整備も併せて行うことが重要です。」と加えます。諸施策の成果として教育課程の整備、教育環境の充実等につなげていきます。 また、「P.15(4)新たな学校間の連携の在り方の構築に向けた研究」に「これらの研究成果（教育課程、連携システム、共同授業モデル等）は、県全体の各学校に広げていきます。」と加えます。取組の成果と課題を踏まえ、県全体の共生・共育を推進していきます。
36	第3章-3 重点となる施策	行政、教育、福祉、労働などの枠組みを取っ払い、連携を強化していくことが急務であり、その体制をどこが中心となり進めていくのかが重要である。障害者雇用促進法により障害者の法定雇用率は上がるものの、実際に障害者が働くための教育機関はまだまだ不足しているのが現状だ。中度重度の障害を持つ方々については、選択肢がほとんどないと考えている保護者が多く、この連携がどこまで進むかによって、障害者のキャリアが確立され、見える状況になっていくと感じる。	「P.14(2)イ特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の強化と関係機関との連携推進」に、「また、多面的・多角的な支援をし、地域で幼児児童生徒を支えていくために、福祉、医療、労働等の関係機関とのネットワークの形成が重要です。」を加えます。 これまでPTA等と一緒に進めてきた進路に関する見学会や学習会を特別支援学校では重視してきました。特別支援学校の中には、地域の中学校の生徒や保護者を対象とした説明会等を実施している学校もありますが、情報発信の仕方、学習会の企画を工夫し、ますます受け手のニーズにあったものにしていく必要があると考えます。
37	第3章-3 重点となる施策	「関係機関との連携と外部人材の活用」への修正・医療、福祉、労働機関に加え、特別支援学校間の連携を強化し、総合的な支援体制を構築する。特別支援学校同士が持つ専門性を活かし合い、重複障害を持つ児童生徒一人ひとりに適切な支援を提供できるものと考えている。	「P.14(2)イ特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の強化と関係機関との連携推進」に、「また、多面的・多角的な支援をし、地域で幼児児童生徒を支えていくためには、福祉、医療、労働等の関係機関とのネットワークの形成が重要です。」を加えます。 関係機関との連携は今後も重視していきます。「特別支援学校同士が持つ専門性を活かし合い、重複障害を持つ児童生徒一人ひとりに適切な支援を提供できるようにする」ことは、今後の取組を進める上で参考にさせていただきます。
38	第3章-3 重点となる施策	記載したことを実現するためには「合理的な配慮」の提供が大切である。一人一人に応じた合理的な配慮を行うことが、一緒の場で学ぶことにおいても個に応じた学びで本人の持つ力を伸ばし、卒業後につなげるためにも欠かせない。合理的な配慮を幼児期から行い、これを引き継いでいくことが必要である。また、その合理的配慮を適切なものとするため、児童の成長に合わせて見直しを行い、成人期につなげるような取組みが大切である。なお、合理的配慮の見直しは、提供をやめることで成長させるというような考えにならないように、成長に合わせて適切な配慮に移行していくことが大切である。	「P.13(2)ア「個別の指導計画」策定「個別の指導計画」作成と活用」に「適切な合理的配慮の提供ができることも重要です。」を加えます。また、「4各学校段階の取組」の中で、合理的配慮という言葉が繰り返し使われています。 今後も、適切な合理的配慮の提供についての理解を促進していきます。
39	第3章-3 重点となる施策	専門家を交えた個別の教育支援計画の策定や定期的な見直しによるカスタマイズの深化をお願いしたい。子供たち一人一人に適した教育を提供することにより学びの質が向上し、成長が促進されると思う。専門的な教員の充実した配置をお願いしたい。	卒業時や進級時の機会に個別の指導計画を基にした関係機関との連携を推進します。また、特別支援教育に関わる教員が、個別の指導計画作成等にAIを活用するアシストシステムの開発を検討します。

No	項目	意見要旨	対応
40	第3章-3 重点となる施策	地域生活における配慮が不足している現状には大きな課題がある。特別支援教育やインクルーシブ教育は、配慮が必要な障害者に焦点を当てて語られることが多い。歩み寄ってくれる健常者がいる一方で、気が向いた時に関わる程度の姿勢では、障害者がどこまで努力し続けなければならないのかが不明瞭になってしまう。教育の現場での情報共有が重要である一方、その後の人生に関わる地域社会との連携や理解の促進も同じくらい重要である。障害者とその家族だけでなく、地域全体でその問題を考え、推進していくことが必要だと訴えたい。 教育の現場を出た後も支援が続くよう、移行支援会議だけでなく、実際に引き継ぐ先との連携がより強化されるべきである。真のインクルーシブを実現するためには、大学内で学び続けることができる場を提供することも必要であり、社会の中で障害者も学びながら生活できる環境を整備することが求められる。	この「共生・共育の在り方」は、人権教育を第一に挙げています。多様性の理解はあらゆる機会で全ての幼児児童生徒に促していきます。また、共生・共育の取組を地域に発信することで、社会全体の理解を促進していきます。「P31.ウ(エ)キャリア教育の充実」に記載しましたが、御指摘のとおりキャリアに関する考え方は変化しています。どのような教育課程が良いのか、研究を続け幼児児童生徒たちの自分らしい生き方の実現につなげていきたいと考えています。そのためには、労働や行政、福祉等の関係機関や地域との連携強化に引き続き取組んでいきます。
41	第3章-3 重点となる施策	共生・共育を基本に、「一緒に学ぶ」ことと「個に応じた」対応ついて、基本的な方向としては適切であると考える。一人一人の適性を適切に判断すること、当該児童についてはどのような対応が適切であるのかを見極めることが大切である。可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進めることは非常に重要な視点である。一人一人を理解して、適切な対応の仕方を検討することが必要であり、適切な判断のもとで実行していくための教員研修や生徒の状態をみながら、個に応じて柔軟な対応を行うことができるよう管理職を含めた教員の実践的な研修の積み重ねを行うことが求められる。一緒に学べるようにインクルーシブ教育システムとして努力をすることは大切であり賛成である。なお、個に応じた教育を犠牲にして一緒に学ぶことに力を入れることにならないように、丁寧な検討が必要である。	御指摘いただきました留意点に注意しながら、共生・共育を推進していきます。
42	第3章-3 重点となる施策	一人ひとりの教育的ニーズは、普通学級の中にこそ組み込まれるべきだと思う。そうする事で支援必要な子どもの為に作った教材が、別の機会には他の子どもにも使えて便利な物になるというような現象が発生する。	施策の方向性として、「多様な学びの場における環境整備と共に過ごし、共に学び合い、共に育つ教育機会の創出」を掲げています。現状には課題もありますが、本人や保護者が希望する学び場を選択できる方向で整備をしています。 一方で、地域の人たちが、特別支援学校や特別支援学級に通っている幼児児童生徒を大切な地域の子供であると理解できるような働き掛けや、教育実践を今まで以上に推進していきます。
43	第3章-3 重点となる施策	「交流および共同学習」について、さらに充実させるとあるが、日本は国連の子ども権利条約委員会に「交流および共同学習によって、統合教育が進展している」と報告し、のちにインクルーシブ教育ができてないことを指摘されている。国立特別支援教区総合研究センターの研究でも「交流および共同学習」の成果は期待できないとある。	単発的にならないような「交流及び共同学習」の在り方を研究して、成果を県全体に広げていきます。
44	第3章-3 重点となる施策	「交流および共同学習」をはじめとした「共に学ぶ」機会の創出が一層求められるとあるが、同じ教室で日常的に障害のある児童生徒とともに過ごす方がはるかに効率的で効果的。	多様なニーズがありますので、「個の保育・教育的ニーズに応じた学び」の保障と「これまで以上に同じ場で共に学ぶこと」を追求するとしています。
45	第3章-3 重点となる施策	「交流および共同学習」が国連で約束されたインクルーシブ教育に日本が舵を切れないためのおためごかし、詭弁であることは間違いないことは様々な関係者が述べている。	課題等を把握しつつ、よりよい実践をつくっていきたいと思います。
46	第3章-3 重点となる施策	幼小中高等学校への指導助言等、特別支援学校のセンター的機能の充実については、特に専門的な支援教員の配置や専門知識の共有が必要かと思う。	学校種を越えた教職員の連携や研修をとおし、具体的な支援ができるようにしていきます。また、医療や福祉等の関係機関と連携することで、支援の向上に努めます。
47	第3章-3 重点となる施策	支援が難しい児童について、病院で薬の処方を受けるよう保護者に対して求めるケースがある。病院で児童の特性について正しい情報を受けることは適切であるが、何らかの問題となる行動を薬でだけで改善しようとすることはよい結果につながらないことも少なくない。児童の行動は様々な要因により引きこされるので、その要因を見つけるよう関係者が丁寧な情報交換と連携した取り組みを行うことが大切である。	本人や保護者、関係機関とのケース会議を開催することで、有効な支援方法が明確になることもあります。特別支援学校ではケース会議は日常的ですが、幼小中高等学校では、担当者が相談できる相手が身近にいない場合もあります。 ケース会議等にも特別支援学校のセンター的機能を活用してもらえるよう、活用しやすい仕組みづくりや周知方法の工夫に取組んでいきます。
48	第3章-3 重点となる施策	センター的機能とは、特別支援学校が地域における特別支援教育を進める、或いは充実させる核となる役割をすることなのか。その場合学びの場としての学校の役割が、センター的機能で出来るのか。	特別支援教育の専門性を有する特別支援学校が、地域の幼小中高等学校での特別支援教育に関する相談に応じたり、助言等をしたりすることを特別支援学校のセンター的機能と言います。

No	項目	意見要旨	対応
49	第3章-3 重点となる施策	全ての教員の専門性の向上は、継続的な研修や確認会議を行うことが重要だが、学問的な知識及び経験からくる知識の共有が最も効果があると思う。DXと共有アーカイブの適切な設計と運用が重要。AI専門家による24時間対応のQA環境を構築してはどうか。	全ての教職員が、様々な形で特別支援教育に係る相談ができるような体制を整えていく予定です。現在、センター的機能のシステムづくりの推進やAIを活用するアシストシステムの開発を検討中ですが、御助言を参考に、他にも専門性の共有や発展ができるよう柔軟に取り組んでいきます。
50	第3章-3 重点となる施策	教員の専門性向上に関しては、教育分野にとどまらず福祉分野とも連携し、勉強会や研修会を実施することが重要ではないかと考える。教員養成課程において障がい福祉現場での実習期間を拡充することも有意義ではないか。教員になる前の段階から人権教育を深めることで、より包括的な教育環境が整えられると考える。	教員の専門性向上の研修としては、各校種から希望者を募り、事例検討等を行う中で、教育と福祉の連携についても学ぶ機会を設けております。学んだことを生かすことで、包括的な支援の一助になるよう取り組んでいます。現在、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、７日間以上、障害者、高齢者等に対する介護、介助等の体験をすることが、普通免許状の授与の要件となっております。県教育委員会としても、将来の学校教育を支える人材にとって、重要かつ有意義な体験であると認識しております。一方で、介護等体験の受け入れに係る調整は大学等の養成機関で行うことになっており、実習期間も含め法令に基づき、適切に定めることになっております。 現在、県教育委員会では、類する活動として、県内大学と連携して「大学生を対象とした学校体験活動推進事業」を実施しており、特別支援学校や特別支援学級も含めた多くの学校で、大学生が体験活動を行っています。今後もこのような取組の推進に努め、教員を志す意欲を高めるとともに、人権意識の涵養に取り組んでいきます。
51	第3章-3 重点となる施策	「学校間の連携と『交流及び共同学習』」への追加･重度重複害児への指導方法や支援体制を共有する機会を設ける。専門知識を持つ教員や外部専門家が他校を訪問し、指導や助言を行う体制を構築する。特別支援学校同士で合同研修を行い、重複障害児童生徒への支援に関する指導力を高める。	インクルーシブ教育システムを推進する一方で、重度・重複障害への対応等も充実させるため、研修の在り方を工夫していきます。
52	第3章-3 重点となる施策	「共生・共育」の理念は、確かに理想なのかもしれない。そのための手立てが、「教員の専門性の向上」や「交流及び共同学習の強化」では、教員の負担があまりにも大きすぎる。支援員の増員、支援員の質の向上（研修等）が必須である。	御指摘のとおり、取組を推進する一方で、教職員の負担軽減についても取組む必要があります。その一つが、個別の指導計画作成等にAIを活用するアシストシステムの開発です。 人員の増員については、静岡県の要望等を使って国に要求しているところであり、引き続き国に働き掛けていきます。また、特別支援学校のセンター的機能を更に活用しやすい仕組みを検討していきます。特別支援教育に関する研修も全ての学校種で充実させていきます。
53	第3章-3 重点となる施策	教員の専門性向上のために、海外の動向を直接学ぶ機会を提供してほしい。インクルーシブ教育の推進のためには、海外との人材交流が必要と考える。留学経験のある方や海外帰国生徒たちの話を聞くと、ヨーロッパやアメリカではインクルーシブであることが教育の根幹に据えられ、様々な課題はありつつも、すべての子供たちが同じ場で学ぶ実践が積み上げられ、現場をバックアップする仕組みも充実している。そのような環境に身を置き、インクルーシブ教育の実際の姿をイメージできるようになることが、本件の教育を担っていく教員に必要な力と考える。	今後、ますますグローバルな視点でインクルーシブ教育システムを捉えていくことは必要と考えます。ふじのくにグローバル人材育成基金を利用した海外派遣、その他の教育研究団体等の海外研修等の機会について、教職員に発信していきます。
54	第3章-3 重点となる施策	一人一人を適切に理解するためには、障害特性の理解が必要である。文中には、自閉スペクトラム症や発達障害についての記載がなかったが、自閉スペクトラム症は強度行動障害にもつながることが多い障害であり、ADHDやLDの特性を持つ児童が多いことも知られるようになっている。一人一人を理解するためにも、教師は自閉スペクトラム症、ADHD、LDの障害特性と標準的な支援の方法について学ぶことが必要である。自閉スペクトラム症を中心とした発達障害についての記載が必要と考える。	P.16(6)｢通級による指導を担当する教員や通常の学級担任等を含む、全ての教員の専門性の向上｣や、各学校段階の｢専門性の向上｣の中に｢特別支援教育についての専門性｣などの表記があります。多様な専門性を現在求められていますので、全てを記載していませんが、｢専門性｣の中に自閉症スペクトラム、ADHD、LD等の障害特性と標準的な支援方法を含めています。 今後も、校長等の管理職、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、担任等がそれぞれの役割に応じた専門性を身に付けるための研修の中で、発達障害への理解を深める内容を含め実施し、特別支援教育に関する一定の知識･技能と指導力の向上を図っていきます。
55	第3章-3 重点となる施策	発達障害の理解や啓発は学んでほしい。教師には発達障害のさらなる理解とユニバーサル事業を学んでほしい。身体や知的な障害児については、個々であまりにも特性や配慮が違うので、クラスや学年に入った子どもについての理解をその都度皆で深める。専門性といってもそれで十分。	先進的な取組をしている自治体から学び、本県の多様なニーズのある幼児児童生徒の指導の向上に努めます。
56	第3章-3 重点となる施策	教職員へのサポートについては、AIの活用を考えている」との文言があるが、聴覚障害に対してAIの活用とは、具体的にどの様にしていくのか教えていただきたい。	聴覚障害教育で培われてきた教育データを教育目標や指導内容の設定に活用することを考えています。

No	項目	意見要旨	対応
57	第3章-3 重点となる施策	教職員の専門性とは、どの障害分野のことにも精通した指導や支援技術を備えることか。	幼小中高等学校の通常の学級の教員がもつ特別支援教育に関する専門性と、特別支援学級の教員の特別支援教育の専門性、特別支援学校の教員がもつ特別支援教育の専門性は連続性はありますが、対象となる実際の幼児児童生徒が変われば、対応の仕方、支援方法は変わります。実践を通し高い専門性を身に付け、また、専門性の高い同僚や専門家等から専門知識や指導技術を学ぶことができる研修体制を今後も整えていきます。
58	第3章-3 重点となる施策	新たな学校間の連携の在り方の構築に向けた研究は、合理的で実践的な取り組みを通じて進めることが肝要かと思う。他県のベンチマークを常にアップデートしてほしい。	全国的な動向を把握すると共に、教育委員会全体として状況を共有し、県の施策にいかしていきます。
59	第3章-4(1) 幼児教育における特別支援教育	学校見学(放課後等デイサービス見学を含む)が年長になってからでないとできないのは書いてあることと反すると感じる。年長でなくても見学できるのであれば、その事実は全く浸透していない。	就学に関して、子供や保護者が十分な情報を得て、事前に相談等を行う上で、学校見学等により具体的なイメージを持つことは重要です。子供一人一人の発達や保護者のニーズに応じて、学校見学が行われるように市町に働き掛けていきます。
60	第3章-4(2) 小中学校における特別支援教育	誤字（小中P23、２行目からはウ個に応じた…、下の段落はエ関係機関との…、P24中段　専門性の向上はエではなくオ。）	御指摘のとおりです。改めます。
61	第3章-4(2) 小中学校における特別支援教育・第3章-4(3) 高等学校における特別支援教育	医療ケアに関する項目が、特別支援学校のみに記載されているのは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について」（令和３年９月 17 日 文部科学省通知）が十分に理解されていない、市町村の取り組みや現状が反映されていないと感じた。小中学校・高等学校においても「医療的ケア」に関する項目を設置すべきと考える。	小中学校では、「P.22イ(ｱ)一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備」に「また、医療的ケア等、個々の状況等に応じた適切な支援を受けられるような体制整備を進めていくことも必要です。」を加えます。高等学校では、「P.27ウ(ｱ)校内支援体制の強化」に「学校生活において介助や医療的ケアを必要とする生徒等について、個々の状況等に応じた支援体制を構築します。」を加えます。関係機関や学校間で連携して医療的ケアの体制整備に取り組んでいきます。
62	第3章-4(2) 小中学校における特別支援教育・第3章-4(3) 高等学校における特別支援教育	通級指導の充実のため、通級指導の教員、特別支援教育の教員の育成を積極的に進めてほしい。特に公立高校では地域差をなくした平等な教育の機会が必要だと思っている。	小中学校では、通級指導教室担当対象の研修を、今年度より増やしています。通級指導教室担当者の資質向上のため、さらに研修内容の充実を図っていきます。また、学校内で特別支援教育を推進していく特別支援教育コーディネーターの育成を目指した研修を行います。これまでの研修に加え、特別支援学校、高等学校の担当者が対象の研修に小中学校の担当も参加できるようにすることで、校種間でつながりを持てるようにし、合理的配慮等についても共有できるようにしていきます。 高等学校では、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対して適切な支援・指導を行うために、全ての教職員に対して特別支援教育に関する一定の知識・技能と指導力が求められています。校長等の管理職、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、担任等がそれぞれの役割に応じた専門性を身に付けるための研修を実施していきます。専門的な助言ができる特別支援教育コーディネーターの育成は重要であり、研修会を実施するほか、小中高等学校や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが連携できるよう交流を促進していきます。
63	第3章-4(2) 小中学校における特別支援教育	校内委員会の実施の提案があった。小中高において、設置はしているが内容について、現場で最も困っているのではないかと思われれる。担任任せでなく、組織として取り組んでいただくことが重要であることについて、少し触れていただけないか。特別支援教育コーディネーターを孤立させない提案が欲しい。	小中学校では、特別支援教育コーディネーターの研修を今年度より開催し、組織としての支援を進めることについて考える機会としています。また、今後、特別支援学校や高等学校の特別支援教育コーディネーターと同じ研修に参加できるようにしていくことで、より一層連携することができるようにしていきたいと考えています。 高等学校では、特別な支援を必要とする生徒について適切な支援・指導をしていくためには、校長のリーダーシップの下、学校全体として生徒の課題の明確化や支援の共有を図り、チームで取り組む組織力を向上させるとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に、全ての教員が主体的に特別支援教育に関わる校内体制の整備が求められます。校長等の管理職、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、担任等がそれぞれの役割に応じた専門性を身に付けるための研修を実施し、対象生徒への組織的な対応、専門家や関係機関との連携、障害に関する知識等、特別支援教育に関する一定の知識・技能と指導力の向上を図っていきます。

No	項目	意見要旨	対応
64	第3章-4(2) 小中学校における特別支援教育・第3章-4(3) 高等学校における特別支援教育	福祉サービスの自立訓練(生活訓練)を行っている事業所に、「特別支援学校高等部を断られてしまい進学する所がない」との相談が相次ぐ。中学の支援級の時点で不登校気味である学生や、発達障害の為、ＩＱの数値が高いが特性がある方などの進路については、私営のサポート校や通信制、私立の高校の受け入れ先のみになってしまうのかが疑問となる。特別支援教育と一般の高校の教育の目的の差が大きく、中学までは支援級の情緒級に所属しており特別支援教育やインクルーシブ教育の名の元、教育を受けてきた。しかし、高校進学時には特別支援学校高等部の選択肢がないため、一般高校では単位取得のための学習が優先され、求めていた教育や地域社会での生活とはかけ離れてしまう。さらに、卒業後の進路や、特別支援学校高等部を経由した同級生との社会生活力の差についても不安を感じている。	中学校卒業後の進路についての相談時、一人一人の特性に合わせて相談できるよう、学校や市町教育委員会に対し、研修会で正確な情報や進路相談の仕方を周知したり、県のホームページに掲載したりしています。特別支援学校の就学担当者、中学校の進路指導担当や特別支援教育コーディネーター等の連携を深め、校種間を越えて一人一人の生徒にあった進路を共に考えられるような体制づくりを推進していきます。
65	第3章-4(2) 小中学校における特別支援教育	校種・学校間の連携より、モデル校の指定より、地域にいる障害のある児童生徒の普通学級入学を認め、合理的配慮を模索することが何より、共生共育の近道である。	障害のある幼児児童生徒については、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、医学等の専門的知見からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定しています。特別支援学級担任や通級指導教室担当だけではなく、通常の学級の担任に向けての研修を新たに始めています。一部教員だけでなく、全職員の特別支援教育の専門性を上げていけるように、研修を充実させていきます。合理的配慮については、今後も本人や保護者の声を聞きながら充実させていけるように働き掛けます。
66	第3章-4(2) 小中学校における特別支援教育・第3章-4(3) 高等学校における特別支援教育	多忙の教員に専門性の向上を図ると言っても漠然としていて現実的でない。クラスに入ってきて目の前にいる子どもについて、クラスや学校全体で学び理解を進めるのが最も効果的で障害についての深い学びにつながる。	小中学校では、特別支援教育コーディネーターの研修、通常の学級の担任に向けての研修を開催しています。特別支援教育コーディネーターを核に、一部の教員だけでなく、全職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図っています。今後も研修を継続すると共に内容の充実を図っていきます。 全ての学校において、年間指導計画等に基づく全ての幼児児童生徒への人権教育の実施を推進していきます。学校教育において教職員は最大の教育環境と言われるように、幼児児童生徒に与える影響は大きいため、教職員が人権について正しく理解すること、人権感覚を磨くための一層充実した研修を実施していきます。
67	第3章-4(2) 小中学校における特別支援教育	聞こえにくい子が普通のクラスで楽しく生活することができるかを考えると答えはノー。まず聞こえない、聞こえにくい事により著しく勉強への遅れが出る。またクラスの友達、先生の補助があっても聞こえにくい事でコミュニケーションが取りにくくなり、クラスに馴染めないという障害がでてくると思う。	就学先の決定については、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、医学等の専門的な知見からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から行っています。通常の学級に在籍する、障害のある児童生徒に対して、本人や保護者の声を聞きながら、合理的配慮が充実するように働き掛けていきます。
68	第3章-4(2) 小中学校における特別支援教育	特別支援学校と判定された子どもでも地域の学校（通常級）で充分な支援を受け共に学ぶ事が出来るよう、支援のための予算を確保してほしい。宿泊を伴う校外活動等も含め、障害児の親だけが付き添う事なく参加できる様にしてほしい。	障害の程度にあった適切な学びの場についての理解を、本人及び保護者に促すとともに、学校教育法施行令第22条の３に該当し、小中義務教育学校に通う児童生徒に対しての支援をできるよう、引き続き検討していきます。支援員や看護師の雇用については市町が行っていますので、いただいた御意見を市町に届け、情報を共有していきます。
69	第3章-4(2) 小中学校における特別支援教育	支援員を配置しても特別な支援が必要な児童・生徒全員に配慮することは難しく、障害のない児童・生徒の学習にも支障がでている状況にある。教員の方々に更なる専門性の向上と多くの特別な支援が必要な子どもの受け入れを課すことには教員を疲弊させ教育の後退につながるのではと危惧している。専門部署による支援体制の強化と1クラスの人数を最高でも20人以下（15人から20人）にする必要があると考える。	現在の静岡式35人学級編制の成果や課題を、今後も検証していくとともに、一昨年度に立ち上げた学級規模検討委員会において、児童生徒の資質能力を伸ばしていくための適正な学級規模について、検討を進めているところです。学級編制基準の見直しによる教職員の定数改善の要望を今後も粘り強く行っていきます。 校内就学支援体制の整備として、組織として対応ができるように、核となる特別支援教育コーディネーターの研修を充実させていきます。また、特別支援学校のセンター的機能を活用しやすくなるような体制の整備をしていきます。 人員の増員については、国に要求しているところであり、引き続き国に働き掛けていきます。
70	第3章-4(2) 小中学校における特別支援教育	特別支援学校に通うか、地域の小学校中学校の普通学級又は支援学級に通うか、判定を参考にしつつも保護者が選べるようにしてほしい。その結果として地域の学校へ通った場合は、支援学級や支援学校へ変わるように圧力をかけないでほしい。	障害のある子供たちについては、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、医学等の専門的知見からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定しています。本人・保護者・学校等での対話を通して、合意形成を図っていくことを市町に働き掛けていきます。

No	項目	意見要旨	対応
71	第3章-4(2) 小中学校における特別支援教育	インクルーシブ教育で、障害児がクラスに入ることになる。今の35人定員では、無理ではないか。先生の負担が重い。定員を下げる予定はあるか。	現在の静岡式35人学級編制の成果や課題を、今後も検証していくとともに、一昨年度に立ち上げた学級規模検討委員会において、児童生徒の資質能力を伸ばしていくための適正な学級規模について、検討を進めているところです。 学級編制基準の見直しによる教職員の定数改善の要望を今後も粘り強く行っていきます。 人員の増員については、国に要求しているところであり、引き続き国に働き掛けていきます。
72	第3章-4(2) 小中学校における特別支援教育・第3章-4(3) 高等学校における特別支援教育	「共生・共育」を推進するモデル地域やモデル校の指定とあるが、障害のある子どもに普通学級に入学してもらい、合理的配慮をするだけでよい。	小中学校では、特別支援教育コーディネーターの研修、通常の学級の担任に向けての研修を開催しています。特別支援教育コーディネーターを核に、一部の教員だけでなく、全職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図っています。今後も研修を継続すると共に内容の充実を図っていきます。県立高等学校においても、特別な支援を必要とする生徒に対して、合理的配慮や必要な支援を行っていますが、教育内容の更なる充実を図ることを目指して、高等学校と特別支援学校が連携した「インクルーシブな学校運営モデル事業」等に取り組んでいきます。
73	第3章-4(2) 小中学校における特別支援教育	それぞれの教育的ニーズに応じて、一人一人に応じた合理的配慮に留意し、学びの場を選択できる環境整備を進めていく「交流及び共同学習」をより一層推進する必要があります。とあるが、また、障害者の権利委員会から、厳しい勧告がなされるのは目に見えている。	具体的に施策を推進することで、共生・共育が推進されるものと考えています。
74	第3章-4(3) 高等学校における特別支援教育	「公認心理士」を『公認心理師』に変更して頂きたい。	御指摘ありがとうございます。P.25とP.28の「公認心理士」を「公認心理師」に改めます。
75	第3章-4(3) 高等学校における特別支援教育	十分な人員を配置すること。 定員割れしている高校に入学する特別支援学級出身の生徒を最近よく見かける。十分な人員の確保なしに特別支援はできないので、具体的で現実的な増員の方策を合わせて立ててほしい。個別支援をするのに十分な人員が高校の現場に送られていない。進路指導におけるジョブサポートティーチャーと同じかそれ以上に専門化された人員を用意してほしい。	人員の増員については、静岡県の要望等を使って国に要求しているところであり、引き続き国に働き掛けていくとともに、以下のような取組を実施します。 校長のリーダーシップの下、学校全体として生徒の課題の明確化や支援の共有を図り、チームで取り組む組織力を向上させるとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に、全ての教員が主体的に特別支援教育に関わる校内体制の整備を推進します。校長等の管理職、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、担任等がそれぞれの役割に応じた専門性を身に付けるための研修を実施し、特別支援教育に関する一定の知識・技能と指導力の向上を図っていきます。より効果的な支援・指導を進めていくために、学校支援心理アドバイザーを引き続き拠点校に配置し、公認心理師等と連携した相談支援体制の整備に努めます。 特別支援学校のセンター的機能をより活用しやすい仕組みを検討していきます。また、特別支援教育に関わる教職員へのサポートとして、個別の指導計画作成等のアシストシステムとして、AIの活用を検討していきます。
76	第3章-4(3) 高等学校における特別支援教育	生徒や教員に負担がかからないようにすること。 障害の有無を問わず同じ場で学ぶことを実現させたいのであれば、生徒も教員も困らない体制にしてもらわなければ現場が回らない。特別支援の必要な生徒がいる全校で行えるように人員を増やしてほしい。	同上
77	第3章-4(3) 高等学校における特別支援教育	すべての課程において、自校内で専門性を有した職員が通級指導を行えるよう条件整備を行うこと」を明示すべきである。	現在、巡回通級指導は、全日制及び定時制の課程の希望する学校で、専門的スキルを持つ講師が定期的に学校訪問し、学校の担当教員とともに、ティーム・ティーチングによる指導を実施しています。今後通級による指導の充実のために、専門的スキルを持った通級指導講師と生徒在籍校の教員とのティーム・ティーチングによる指導や具体的な通級指導の方法等を学ぶことのできる研修会等を開催し、教員の専門性を向上させることにより、教員が主体となって指導できる体制を目指します。

No	項目	意見要旨	対応
78	第3章-4(3) 高等学校における特別支援教育	「共に学ぶ教科・科目」の実施が10年後の目標となっている点について、実施までにかかる期間が長すぎるのではないかと感じる。共に学ぶことができる教科や科目を実施するまでの期間が、もっと短縮できるはずだと思う。	令和６年度から令和８年度に文部科学省指定で、県立田方農業高校と県立沼津特別支援学校伊豆田方分校における「インクルーシブな学校運営モデル事業」の研究を行っています。その成果を他の特別支援学校高等部分校併置校に広げていきたいと考えています。現在、特別支援学校の分校を併置している高校は普通科、専門学科（工業や商業等）、総合学科と多様です。そのため、田方農業高校と沼津特別支援学校伊豆田方分校の取組の成果をそのまま適用することはできず、引き続いて研究していくことが必要となりますが、取組内容の見直しを行うことも踏まえ、可能な限り早期の展開を目指していきます。
79	第3章-4(3) 高等学校における特別支援教育	「共に学ぶ教科・科目を選択して受ける」という形式について、障がいのある生徒が自ら選択しないとその環境が得られない形になっている点に疑問を感じる。すべての生徒が平等にアクセスしやすい環境づくりが望ましいと思う。入学時の筆記試験を条件とし、その結果によってレベル分けを行う仕組みについても考慮が必要ではないか。学ぶ機会はすべての生徒に開かれたものであり、多様な個性を尊重しながら学べる環境を目指すことが、インクルーシブ教育の理念に沿うものと考える。	令和６年度から令和８年度に文部科学省指定で、県立田方農業高校と県立沼津特別支援学校伊豆田方分校における「インクルーシブな学校運営モデル事業」の研究を行っています。この成果を他の特別支援学校高等部分校併置校とも共有し、高等学校で開設されている科目を特別支援学校の希望する生徒が選択して授業を受ける等、「交流及び共同学習」の発展についてさらに研究を進め、インクルーシブな学校運営を促進していきます。
80	第3章-4(3) 高等学校における特別支援教育	義務教育下では、障害が重くても地域の通常級を含めた共に学ぶ場を選択できる事になっているが、高等学校進学時には、特別支援学校高等部以外の選択肢が無いのが静岡県の現状と思われる。分校はあるが、障害の程度や種別等限定されている。農業高校や定時制高校等からどんな子でも受け入れる体制を作っていくのはどうか。	静岡県では、「『共生・教育』（静岡県版インクルーシブ教育システム）の在り方について」のとおり、障害の有無に関わらず、生徒のウェルビーング実現に向けた「共生・共育」を推進していきます。 令和６年度から令和８年度に文部科学省指定で、県立田方農業高校と県立沼津特別支援学校伊豆田方分校における「インクルーシブな学校運営モデル事業」の研究を行っています。その成果を他の特別支援学校高等部分校併置校に広げていきたいと考えています。
81	第3章-4(3) 高等学校における特別支援教育	高等部の中や普通高校の中に軽度知的障害と言われる人やグレーゾーンと言われる人が通えるコースを作ってほしい。	高校の敷地内にある特別支援学校の高等部分校の中には、一般就労を目指す生徒が多く集まる学校もあります。生徒たちの生活を豊かにするような充実した学びができるよう、教育課程の研究を続けていきます。 静岡県では、障害の有無に関わらず、生徒のウェルビーング実現に向けた「共生・共育」を推進していきます。県立高校では、特別な支援を必要とする生徒に対して、合理的配慮や通級による指導等の必要な支援を行っています。
82	第3章-4(3) 高等学校における特別支援教育	校内で通級指導を授業時間中も取り出し指導ができるように、通級指導可能な常勤職員を特別支援の必要な生徒が多く通う高校に配置してほしい。インクルーシブ教育を行うのに十分な増員をお願いする。	通級による指導について、教育課程の一部に変える場合についても、各学校の通級指導教室の取組を基に研究し、指導の充実を推進していきます。 人員の増員については、静岡県の要望等を使って国に要求しているところであり、引き続き国に働き掛けていきます。一方で、専門的スキルを持った通級指導講師と生徒在籍校の教員とのティーム・ティーチングによる指導や具体的な通級指導の方法等を学ぶことのできる研修会等を開催し、教員の専門性の向上を図っていきます。
83	第3章-4(3) 高等学校における特別支援教育	高等学校におけるインクルーシブ教育推進をはかるため、インクルーシブ教育を推進するため高等学校入学者選抜において定員内不合格を出さないことを追加すべきと考える。	入学者選抜については、静岡県公立高等学校入学者選抜の基本方針として、各高等学校長は、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、合格者を決定することとしています。
84	第3章-4(4) 特別支援学校における特別支援教育	インクルーシブ教育システムの中で、ろう児が「手話で学ぶ」環境を保障することは、教育の質を向上させるだけでなく、ろう者のアイデンティティを尊重することにもつながる。「共生・共育」の在り方の中に、手話がろう者の言語であることを明確に記載してほしい。ろう児が「手話で学ぶ」環境を整備し、手話を用いた授業の拡充を検討してほしい。静岡県教育委員会の関係者に対し、「手話言語条例」の趣旨を改めて学習し、手話を単なる福祉のツールではなく、言語として理解していただく機会を設けてほしい。教育の現場で手話の活用が十分に進んでいないことに大きな危機感を抱いている。静岡県における手話教育が後退し、ろう児の学習環境が制限される恐れがある。インクルーシブ教育の本来の目的を達成するためにも、手話を教育の中でしっかり位置付けていただくよう、強く要望する。	「P.31ウ(7)個に応じた支援と合理的配慮の提供、ICTの活用」に「個々に応じて点字や手話、自閉症指導に有効な支援とされる構造化等の合理的配慮に努め、一人一人に応じた学びやコミュニケーションを保障します。」を加えます。聴覚特別支援学校では、計画的、実際的に手話の職員研修をしておりますが、聴覚特別支援学校の幼児児童生徒の学びの充実につなげれるよう、研修の在り方を工夫していきます。

No	項目	意見要旨	対応
85	第3章-4(4) 特別支援学校における特別支援教育	「障害者の権利に関する条約」は手話を言語と定義しており、手話による教育を促進することを求めている。手話言語による教育的ニーズに対する施策はどこにあるのか。現在のろう学校は聴覚活用に傾倒しており、手話での教育が必要なろう児の居場所がない。静岡県教育委員会と約束していた以下の３点が形骸化してしている。1. 「聾」への誇りを尊重する。2. 他の障害種学校との統合はしない。3. 手話教育・手話文化をおろそかにしない。難聴児の教育問題は、ICTだけで解決できるわけではなく、学校、保護者も含めた包括的な支援が必要だと考える。	「P.31ウ(ｱ)個に応じた支援と合理的配慮の提供、ICTの活用」に「個々の教育的ニーズに応じて点字や手話、自閉症指導に有効な支援とされる構造化等の合理的配慮に努め、一人一人に応じた学びやコミュニケーションを保障します。」を加えます。聴覚特別支援学校の教育の充実に努めると共に、ますます校種間の連携、医療や福祉、行政との連携を促進し難聴児等の支援体制を整えていきます。
86	第3章-4(4) 特別支援学校における特別支援教育	ICTの活用にしても、日本語ありきの教育システムで、インクルーシブ教育（静岡県版）のどこを見ても、言語としての手話の記載はない。言語が伝わらないと教育はそもそも受けられない。他県で実施できている手話での教育の導入に予算をつけていただきたい。	「P.31ウ(ｱ)個に応じた支援と合理的配慮の提供、ICTの活用」に「個々の教育的ニーズに応じて点字や手話、自閉症指導に有効な支援とされる構造化等の合理的配慮に努め、一人一人に応じた学びやコミュニケーションを保障します。」を加えます。ますます校種間の連携、医療や福祉、行政との連携を促進し難聴児等の支援体制を整えていきます。
87	第3章-4(4) 特別支援学校における特別支援教育	インクルーシブ教育構想が出た時の「サラマンカ声明」では、特別な教育的ニーズを持つ場合の教育政策について述べられている。声明文には「教育政策は、個人差と個別の状況とを十分に考慮するべきであり、ろう者の手話の重要性や盲ろう者の特有のコミュニケーションニーズについて理解と適切な教育が必要」と明記されている。基本計画に、これらについての構想が全く触れられていないのは何故か。	今回は前回（約10年前）の「在り方」の改訂以降の動向を中心に記載しています。聴覚障害者の手話、盲ろう者のコミュニケーション、視覚障害者の点字等の重要性は理解しており、これを踏まえて取組を進めていきます。
88	第3章-4(4) 特別支援学校における特別支援教育	学校看護師は、病院看護師や訪問看護師と環境や対応が異なる。特別支援学校の教員や学校看護師が持つ経験・知識を普通学校に配置された学校看護師にフェードバックできる研修の機会や情報交換の場などをぜひ検討していただきたい。	小中学校医療的ケア連携協議会を開催し、現場の意見を聞く機会も設けていますので、現場の声に合った研修になるように、関係各課や関係機関と連携しながら検討を進めていきます。今年度、夏季休業中に特別支援学校と小中学校の学校看護師が参加する看護師研修を実施しました。御指摘のとおり、小中学校の学校看護師からは看護師研修で実践交流をする機会がとても貴重であると感想をいただいています。特別支援学校のセンター的機能の役割の一つとして、小中学校での医療的ケアの相談も考えられますので、取組を発信していきます。
89	第3章-4(4) 特別支援学校における特別支援教育	障害者権利委員会の総括所見ではきこえない子ども（ろう児に）関する勧告も含まれている。勧告では、インクルーシブ教育を推進するうえで、ろう児を含む障害のある子どもが一般の学校で学べる環境を整備することを求めている。つまり、手話による教育環境の充実も含まれている。静岡県では手話を第一言語とするろう児が十分な教育を受けられる環境ではない。難聴児にきこえの保障をすることに重点がおかれ、手話教育を求めるろう児は後回し、または、手話で教育を受けたいと要望することすら困難な状況に置かれてきた。この問題に向き合わず、インクルーシブ教育に取りくんでも、静岡県の特別支援教育が目指すウェルビーイング実現は達成されないだろう。	御指摘ありがとうございます。聴覚特別支援学校の教育の充実に努めていきます。聴覚特別支援学校では、計画的、実際的に手話の研修をしておりますが、聴覚特別支援学校の幼児児童生徒の学びの充実につなげれるよう、研修の在り方を工夫していきます。
90	第3章-4(4) 特別支援学校における特別支援教育	教員の専門性向上に手話の研修を今以上に増やし、現場で手話を活用してほしい。多様性を尊重する、人権教育の強化と謳っているのであれば、手話という言語をおろそかにせず、手話で生きる選択をした子どもの言語権を侵害してはいけない。まずは言語としての手話教育の方針について、静岡県はどう考え、現状を改善していくのかを「共生・教育の在り方について」の中で示していただきたい。	聴覚特別支援学校では、計画的、実際的に手話の研修をしておりますが、聴覚特別支援学校の幼児児童生徒の学びの充実につなげれるよう、研修の在り方を工夫していきます。
91	第3章-4(4) 特別支援学校における特別支援教育	教育的ニーズについて、聴覚障害児のおける言語の問題も必要な支援としてとらえているのか。言語の問題が、真に個々の児童生徒が必要としているニーズに応じた指導が行われているのか疑問である。また、地域の学校に在籍している難聴の児童生徒について、その聞こえの問題が担当する教員にきちんと受け止められているのか。自身から「困っている」と発信できない児童生徒の必要なニーズをどれだけ現場で吸い上げられているのか。今後、異なる障害を持った児童生徒に対応する教師にそれらを把握することが可能なのか。非常に案じている。	聴覚特別支援学校の教育の充実に努めると共に、ますます校種間の連携、医療や福祉、行政との連携を促進し難聴児等の支援体制を整えていきます。
92	第3章-4(4) 特別支援学校における特別支援教育	障害の状態や個々の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実には、校種をこえた情報交換や盲ろう・ろう重複などの重複障害への対応等に精通した教員の指導や支援が受けられる体制が必要と考える。特別支援学校にセンター的機能を持たせるだけでなく特別支援学校の枠にとらわれず「重複の部門」を専門にあつかうセンター等を設けることが必要だと思う。	現状の御指摘と、具体的な提案をありがとうございます。インクルーシブ教育システムを推進する一方で、障害種を越えて連携する仕組みも整え、盲ろう・ろう重複、重度・重複障害への対応等も充実させていきます。

No	項目	意見要旨	対応
93	第3章-4(4) 特別支援学校における特別支援教育	聴覚の場合、インクルーシブ教育となると他の児童・生徒と同じように聴覚を活用し音声日本語で授業を受けるとこが求められる。手話等の視覚言語の必要性の部分は欠落してしまう。手話言語条例が各地で制定され、総合学習で手話を取り上げる学校も増えてきている。外部人材の中に手話通訳士やろう者も含めてほしい。	手話通訳士やろう者の協力を得ること、子供たちがそのような方々と出会うことは、多様性の理解等、人権教育の推進につながると考えます。県内の様々な多様性理解に関する実践、人権教育の実践を県内の各学校に周知していきます。
94	第3章-4(4) 特別支援学校における特別支援教育	特別支援教育の現場で培われた知恵を、障害のない生徒や一般市民の生涯学習のために役立ててほしい。特別支援教育、特に視覚や聴覚に障害のある生徒たちへの教育の中には、障害のない子供や一般市民の皆様にとっても有益な知恵が詰まっているのではないか。真にインクルーシブな社会を実現していくために、特別支援教育で培われた知恵を、社会全体のために役立てていくという施策を打ち出していってほしい。	御指摘いただいたとおり、特別支援教育の幼児児童生徒理解の仕方、支援方法は、全ての幼児児童生徒の学びにとって有効であると考えます。 「在り方」にある「地域と学校が一体となったインクルーシブ教育システムの研究」は、まさに特別支援教育や「共生・共育」の取組の成果を学校周辺地域に広げることをねらっています。特別支援教育や障害を持つ人たちの芸術分野で開発されてきた技法、パラスポーツ分野で開発された種目を「交流及び共同学習」として、みんなで楽しむことはとても有意義であると考えます。御意見を参考に、施策を推進していきます。
95	第3章-4(4) 特別支援学校における特別支援教育	知的障がいのある方の進路について、卒業後の選択肢が「働くこと」に限られるのではなく、大学や専門学校への進学が自然に選択できる社会の実現を願っている。	「P.31ウ(ｴ)キャリア教育の充実」に記載しましたが、御指摘のとおりキャリアに関する考え方は変化しています。どのような教育課程が良いのか、研究を続け児童生徒たちの自分らしい生き方の実現につなげていきたいと考えています。そのため、労働や行政、福祉等の関係機関や地域との連携強化に引き続き取組んでいきます。
96	資料編	人権教育の成否が本プロジェクト成功のカギとなる。「共生・共育」が必要不可欠であることを、障害児童と健常児童及び双方の父兄に納得してもらうために、理論だけではなくポジティブなロールモデルを紹介し共生が持つポジティブな影響を具体的に示すことが必要。	P47～の県人権教育基本方針に掲載しているとおり、目標を「自他の人権を大切にする態度や育成力の育成」としております。具体的な指導の重点として、①人権に対する正しい理解を深めること、②人権感覚を高めること、③自己肯定感を高めること、④多様性を尊重することとして、教職員研修や、児童生徒向けの学習例を示すなど、人権教育を推進しております。「共生がもつポジティブな影響を具体的に示す」ということについては、今後の取組の中で検討していきます。
97	資料編	グラフについて、縦幅の数値が違うので比較しにくい。P43の視覚と聴覚は、減少状況がグラフでは似たような線に見えるが、実際は視覚は85から70、聴覚は190から120と大きな違いがある。	視覚特別支援学校と聴覚特別支援学校を比べるために作成していませんので、御理解いただければ幸いです。
98	その他	組織間でのDXを多用した情報共有の仕組みや定期的なチェックアップ会議の開催をお願いしたい。	デジタルプラットフォームやAIの活用を促進し、連携を促すとともに、紙の削減にもつなげていきます。
99	その他	障害児保護者が働く事が出来るよう、地域の学校への通学（通級への移動も含め）に移動支援を利用できるようにしてほしい。移動支援事業は市町村の制度ではあるが、何かしら通学の支援を考えてほしい。	移動支援については市町が行っていますので、いただいた御意見を市町に届け、情報を共有していきます。
100	その他	幼児期から、保育所等、学校等、どの場所に居ても特別支援教育を受けられ、どの時点でからでも自分が望む道を進めるように環境を整えてほしい。本人が選択肢があると理解し、主体的に選べる支援を望む。静岡県が考える「共生・共育」が社会全体に浸透することを期待している。	連続性のある多様な学び場の用意、本人や保護者が選択できる機会、適切な情報提供の在り方などに取組んでいきます。
101	その他	聾学校の子どもが減っているのに、難聴学級が増えていない。難聴学級の情報発信が乏しいのではないか。難聴学級が増えていない理由にも触れてください。	聴覚特別支援学校３校では、通級指導教室を実施しています。通常の学級に在籍しながら、聴覚特別支援学校の通級指導教室に通う児童生徒は一定数います。就学先の決定にあたっては、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、医学等の専門的知見からの意見、学校や地域における教育体制の整備状況等を踏まえて行っています。補聴器、人工内耳、補聴支援システムの発達により、これらを使用することで、通常の学級で学習する幼児児童生徒が増えています。通常の学級に在籍し、通級による指導を行っている児童生徒もいます。 今後も、聴覚に障害がある幼児児童生徒の教育的ニーズ、支援について、情報発信や周知に努めていきます。
102	その他	「特別支援学校」という名称から、子どもたちは「自分は特別な支援が必要な障害者」という認識をもってしまう。名称からして、障害者自身の意識はマイナスからの出発。障害があっても自分らしく生きるためには、「特別支援」という名称はあわない。社会に対しても、「障害者には特別な支援が必要」と間違った認識を広めてしまっている。	法令等に基づいて特別支援学校という名称になっています。全ての幼児児童生徒を対象に人権教育を推進する中で多様性の尊重や理解を図っていきたいと思います。

No	項目	意見要旨	対応
103	その他	聴覚の場合は、県外の学校を選択する例が多い。なぜ県外の学校を選択したのか等、減少の原因究明することが必要ではないか。	聴覚特別支援学校の児童生徒数の減少は、①子供全体の数の減少、②学校教育法改正による本人・保護者の意見の尊重、③人工内耳をはじめとする医療技術の進歩により通常の学級へ進学する児童生徒が増えたことが主な理由と考えていますが、聴覚に障害のある幼児児童生徒や保護者の御意見を聞き、個に応じた支援や教育の充実に努めます。
104	その他	たいへんきめ細やかな内容が幼児教育から特別支援学校までの特別支援教育について整合性をもって述べられていて、第１章から第３章までの流れがとても分かり易くまとめられており、本当に素晴らしい。基盤としての「多様性を認め合う人権教育」の推進の文章は、多様性を尊重したインクルーシブ教育システムには欠かすことのできない「人権」および「人権教育」のことを、「明確なメッセージを積極的に伝える」との言葉通り、とても重要な内容と視点を提示して下さっているものと思いました。巻末の多くの「資料編」も、貴重なデータを掲載して下さり、本文のエビデンスとしてとても分かり易かった。	ありがとうございます。
105	その他	障害のある児が、障害がない児に合わせて近づくような教育が行われるように感じられる。	多様なニーズがありますので、「個の保育・教育的ニーズに応じた学び」の保障と「これまで以上に同じ場で共に学ぶこと」を追求するとしています。
106	その他	インクルーシブ教育のメリットとデメリットの記載があるとよい。メリット・デメリットを共有した上で、インクルーシブ教育を勧めたい理由を記載してほしい。今回の内容は、理念的で具体性がないのでイメージができない。「一人一人にあった教育」と言っているが当たり前のこと。インクルーシブ教育が何のために誰のために必要なのか。インクルーシブ教育を勧めたい理由が理解できない。	インクルーシブ教育の方向性は国際的動向です。日本では、インクルーシブ教育システムして、「共に学ぶことの追求」「個に応じた支援」「連続性のある多様な学びの場の用意」「学校間連携」「専門性向上」等をシステムとして推進してきた経緯があります。 国際的動向と国の方針、これまでの静岡県の取組と課題を踏まえ、障害の有無に関わらず全ての幼児児童生徒のウェルビーイングの実現に向け、より「共生・共育」を推進することにしました。１章から２章、３章までの流れはそのようになっています。
107	その他	障害があってもなくても、いじめはおきている。障害者手帳の取得にはならない軽度の障害者がいじめを受けた例はあるのか。どういった事前対策ができるのかしているのか、もし起きた場合にどのような対応ができるのか。	障害の有無に関わらず、学校ではいじめ防止の校内体制をつくっています。全ての幼児児童生徒が自分らしさを認めつつ、多様な価値観を受入れたり、障害について理解を深めようとしたりすることができるように、「共に過ごし、共に学び合う」機会を積極的に設定していくよう、市町に働き掛けていきます。その際、年間計画に基づき、人権教育を実施します。なお、いじめの過去の事例については公表をしておりません。いじめが起きた際には、「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、学校や市町が対応をしています。